

【特別区人事委員会の裁決による処分内容の修正について】

令和 8 年 8 月 27 日付けで、特別区人事委員会は、下記の被処分者 A に対する「停職 1 月」の懲戒処分を「戒告」に修正する裁決を行いました。これにより、令和 6 年 3 月 12 日付けで行った被処分者 A に対する懲戒処分の内容は、「停職 1 月」から「戒告」に修正されています。

なお、以下は令和 6 年 3 月 12 日時点の公表内容です。

令和 6 年 3 月 12 日  
文 京 区

職員の懲戒処分について

文京区は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、懲戒処分公表基準に基づき公表します。

記

1 発生年月日

令和 5 年 8 月 1 2 日及び令和 5 年 8 月 1 3 日

2 被処分者及び処分内容

| 被処分者 | 職種及び職層 | 所属部名  | 年齢   | 処分内容   |
|------|--------|-------|------|--------|
| A    | 心理・主事  | 教育推進部 | 32 歳 | 停職 1 月 |

(管理監督者)

| 被処分者 | 職種及び職層 | 所属部名  | 年齢   | 処分内容 |
|------|--------|-------|------|------|
| B    | 事務・副参事 | 教育推進部 | 50 歳 | 口頭注意 |
| C    | 事務・参事  | 教育推進部 | 55 歳 | 口頭注意 |

3 事件概要

被処分者 A は、私的に連絡先を交換した事業利用児童保護者の自宅を複数回訪れ、保護者からの依頼によるものではあるが、週休日であった令和 5 年 8 月 12 日から令和 5 年 8 月 13 日に掛けて、当該児童と 2 人で映画鑑賞をする等の宿泊を伴う旅行に至った。

被処分者 A が行った行為は、職務の公正さに対する区民の疑惑や不信を招く行為であり、区民の区政に対する信用を著しく失墜させるものであり、地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第 29 条第 1 項第 3 号（全体の奉仕者にふさわしくない非行）に該当するものであるため、懲戒処分を行った。

4 処分年月日

令和 6 年 3 月 12 日